

# 第 1 2 回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和 2 年 1 2 月 2 5 日

出席者	1. 若杉伸児	2. 森田正春	3. 藤田博文	4. 田野敏広
	5. 中田辰美	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 甲斐奉文
	9. 黒木謙志	10. 菊池勇夫	11. 富井保徳	12. 黒木良昭
	13. 藤本政嗣	14. 中谷茂己		

議事録署名人 1 2 番 黒木 良昭 委員 1 3 番 藤本 政嗣 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和 2 年第 12 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、欠席の届出はありません。ただ今の出席委員は 14 名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>&lt;挨拶&gt;</p> <p>それでは日程表に従いまして、令和 2 年第 12 回総会を進行していきます。</p> <p>日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。12 番黒木良昭委員、13 番藤本政嗣委員、よろしく願いします。</p> <p>続いて日程第 2、会期の日程は、令和 2 年 12 月 25 日、本日 1 日といたしますがよろしいですか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。</p> <p>それでは日程第 3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第 46 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2 ページをお開きください。議案第 46 号、農地法第 3 条の規定による許可申請</p>

について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 12 月 25 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 149 番から 171 番の 23 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 149 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 26 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 88 歳の方です。親族間の贈与になります。申請地は南郷神門字黒草、田 6 筆。字無田、畑 1 筆。合計 7 筆の 4,899.47 m<sup>2</sup>になります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は、田が水稻、畑が野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 0 m<sup>2</sup>ですが、今回の贈与で下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 3 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

14 番、中谷です。現在、譲受人の父親が耕作しています。譲渡人は 88 歳と高齢であり、譲受人も近々本町に帰ってくることから、家族間の話し合いで祖母から孫への贈与になりました。何ら問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 149 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 149 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 150 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 150 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 50 歳の方。譲渡人は、愛知県の 71 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字門田とゴシキ谷と宮田、田 9 筆、畑 1 筆、合計 10 筆の 4,413 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、贈与による所有権移転となります。なお、門田については譲渡人の 54 分の 2 の持分が所有権移転になります。利用計画は、田は水稻、畑は茶と

なっております。契約内容は申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 15,195 ㎡。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

1 番、若杉です。先程の説明のとおり、54 分の 2 の持分の所有権移転があります。農地法上では何ら問題ということでした。申請人両方に確認したところ、この申請で間違いがないということでした。対価については贈与となっておりますが、30～40 年にわたって小作という形で作り続けていて、物納で御米を十分にいただいたということで無償ということになったそうです。譲受人に確認したところ、そういうわけにもいかないもので、今まで程ではないが、少しでも米を送りたいと言っておりました。譲受人は渡川地区の約半分の田を管理している方ですので、問題はないと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 150 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 150 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 151 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 151 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 34 歳の方。譲渡人が、愛知県の 71 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字門田、畑 3 筆、225 ㎡のうち、持分 54 分の 2 の贈与による所有権移転になります。利用計画は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 10,109 ㎡。家畜は、鶏を 43,000 羽飼養しています。家族総数 5 名の労力 2 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当の説明をお願いします。

若杉委員	<p>1 番、若杉です。先程と同じで、持分 54 分の 2 の所有権移転ですが、譲受人も承知の上だそうです。贈与という形になっていますが、元々は上渡川に住んでいる親戚の方に譲るつもりだったそうです。ところがその方が 80 過ぎの高齢であり、後継者もないということで、ブローラーをやっていて若くて農業に取り組んでくれる譲受人に無償で提供したいと話をしたところ、快く引き受けてもらったそうです。何ら問題ないと考えております。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 151 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 151 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>&lt;全員、挙手&gt;</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 152 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>10 ページをお開きください。受付番号は 152 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 58 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷上渡川の 39 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字橋野原、田 1 筆、1,293 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 1,832 m<sup>2</sup>ですが、今回の譲受分を入れると下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 5 名の労力 3 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
若杉委員	<p>1 番、若杉です。譲渡人の祖父が 20 年ほど前に亡くなり、当時所有していた田を 4 人の方に売買したんですが、この 1 筆だけ小作という形で残ったようです。今回所有権移転の申請があり、譲受人も家族 5 人に対して田も少なく、引き続き作っていききたいということで、売買による所有権移転ということであげさせていただきました。何ら問題はないと考えております。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 152 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

中田委員	はい。
議長	どうぞ。
中田委員	5番、中田です。譲受人は自作地が3反に満たないのではないですか。
事務局員	耕作される面積は3反以上となっています。今回の申請地の面積1,293㎡を自作地1,832㎡に足しますと、3反を超えますので問題ありません。
議長	よろしいですか。
中田委員	はい。
議長	他にありませんか。
	<なし>
	無いようですので採決に移ります。受付番号152番に賛成の方の挙手を求めます。
	<全員、挙手>
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号153番の説明をお願いします。
事務局員	12ページをお開きください。受付番号は153番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の82歳の方。譲渡人は、美郷町西郷田代の77歳の方です。申請地は、西郷田代字岑ノ前、田1筆、516㎡であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの3,061㎡。家畜はありません。家族総数2名の労力2名となっております。13ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
森田委員	2番、森田です。申請人は兄弟で、弟から兄への贈与になります。元々1枚の田を、兄弟で半分ずつ相続したものです。兄は82歳と高齢ですが、田の管理をすべて行っています。問題はないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 153 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 153 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 154 番の説明をお願いします。

事務局員

14 ページをお開きください。受付番号は 154 番です。申請人の譲受人が、日向市の 71 歳の方。譲渡人は、美郷町西郷田代の 71 歳の方です。申請地は、西郷田代字梶原中尾、畑 1 筆、1,063 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は飼料作物となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 2,318 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。15 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2 番、森田です。申請人は、親戚になるそうです。譲渡人は農地の管理が出来ないため、申請地の隣に畑を所有している譲受人に相談したところ、引き受けてくれることで話がまとまったようです。近くの畜産農家が飼料作物を作付けすることになっていきます。親戚同士の話し合いも出来ていますし、問題ないと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 154 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 154 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 155 番の説明をお願いします。

事務局員

16 ページをお開きください。受付番号は 155 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 66 歳の方。譲渡人は、美郷町西郷田代の 60 歳の方です。申請地は、西郷田代字小田、田 2 筆、1,582 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 14,369 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。17 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2 番、森田です。申請人は、親戚関係になります。譲渡人は農業関係は出来ないということで、親戚である譲受人が引き受けることになったそうです。譲受人は農業を手広くやっており、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 155 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 155 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 156 番の説明をお願いします。

事務局員

18 ページをお開きください。受付番号は 156 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 60 歳の方。譲渡人が、延岡市の 72 歳の方です。申請地は、西郷田代字椋原、畑 1 筆、857 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は、シキミとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 15,346 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。19 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長	地区担当委員の説明をお願いします。
森田委員	2 番、森田です。申請人は、親戚関係になります。譲渡人は延岡在住で、土地の管理が出来ないため、親戚である譲受人に譲ることにしたそうです。譲受人は前任の農業委員であります。先月から相談を受けていて、現地の確認もしましたが問題ないようです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 156 番について質疑のある方は挙手をお願いします。
	<なし>
	無いようですので採決に移ります。受付番号 156 番に賛成の方の挙手を求めます。
	<全員、挙手>
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 157 番の説明をお願いします。
事務局員	20 ページをお開きください。受付番号は 157 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 48 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 52 歳の方です。申請地は、西郷田代字下八カへ上ノ園、田 1 筆、430 m <sup>2</sup> であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は、飼料作物となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 10,851 m <sup>2</sup> 。家畜は牛を 10 頭養っています。家族総数 4 名の労力 3 名となっております。21 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
富井委員	11 番、富井です。譲受人は、申請地の近くに畜舎の建設を計画しております。建設予定地の裏の田 1 枚を譲ってもらった話なのですが、裏の田と申請地には進入路が一箇所しか無いため、一緒に購入してほしいと申し入れがあったそうです。問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 157 番について質疑のある方は挙手をお願いします。



黒木委員	はい。
議長	どうぞ。
黒木委員	9番、黒木です。単価が安いように思います。申請人の関係を教えてください。
富井委員	11番、富井です。同じ地区内に住んでおりますが、親戚ではありません。申請地については2枚続きの田ですが、入り口が一箇所しかなく、利用価値も低いいためこの単価になったものと思われれます。以上です。
黒木委員	わかりました。
議長	事務局から補足はありますか。
事務局員	ありません。
議長	他にありませんか。
	<なし>
	無いようですので採決に移ります。受付番号157番に賛成の方の挙手を求めます。
	<全員、挙手>
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は、原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号158番の説明をお願いします。
事務局員	22ページをお開きください。受付番号は158番です。申請人の譲受人は、美郷町西郷田代の64歳の方。譲渡人は、日向市東郷町の66歳の方です。申請地は、西郷田代字田ノ平原、畑1筆、391㎡であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営は、自作地のみ14,241㎡。家畜はありません。家族総数3名の労力3名となっております。23ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
富井委員	11番、富井です。申請人は、親戚になるそうです。申請地は譲受人の家のすぐ

前になり、以前から草刈等の管理はしていたそうですが、きちんと管理して家庭菜園として使いたいということです。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 158 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 158 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 159 番の説明をお願いします。

事務局員

24 ページをお開きください。受付番号は 159 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷黒木の 65 歳の方。譲渡人が、日向市の 68 歳の方です。申請地は、北郷黒木字舟方、田 5 筆、4,756 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 5,260 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 2 名となっております。25 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。譲渡人は現在日向市に住んでいます。父親は譲受人と同地区に住んでいましたが、4 年前に亡くなり譲渡人が農地を相続したそうです。従来まで譲渡人の父親と賃貸借契約を結んでおりましたが、名義変更が終わったことにより、改めて所有権移転の申請となりました。譲受人は本地区の一番の働き手でありますので、問題ないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 159 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 159 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 160 番の説明をお願いします。

事務局員

26 ページをお開きください。受付番号は 160 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷黒木の 67 歳の方。譲渡人が、東京都の 60 歳の方です。申請地は、北郷黒木字尾ノ花、畑 1 筆、409 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 8,310 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。27 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

10 番、菊池です。申請地は譲受人の家の隣接地であり、所有者が近くにいないので、以前から草刈等の管理はしていたそうです。やっと売買の話がまとまったため、今回の申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 160 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 160 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 161 番の説明をお願いします。

事務局員

28 ページをお開きください。受付番号は 161 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 81 歳の方。譲渡人は、日向市の 71 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字長野、畑 1 筆、907 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は飼料作物となっております。契約内容ですが、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 13,448 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。29 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
黒木委員	<p>9番、黒木です。譲渡人の妹に当る人から相談を受けました。譲渡人は病気のため畑の管理は困難で、最近まで畜産農家に貸していました。親族は町内に住んでいますが、今後も利用する予定がないため、今回売ることに決めたようです。譲受人は81歳ですが、ほおずき・水稻、またライスセンターの責任者をしている方で、農地の管理等には問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号161番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号161番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>&lt;全員、挙手&gt;</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号162番地と163番ですが、譲受人が同一のため同時に説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>30ページをお開きください。受付番号162番と163番ですが、譲受人が同一のためあわせて説明いたします。</p> <p>申請人の譲受人は、美郷町南郷鬼神野の72歳の方です。</p> <p>受付番号162番。譲渡人が、美郷町南郷鬼神野の67歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字尾迎下原、田2筆、1,879㎡であります。</p> <p>受付番号163番。譲渡人は、美郷町南郷鬼神野の87歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字尾迎下原と字床並、田2筆、2,280㎡であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの7,588㎡。家畜は牛を9頭飼養しています。家族総数6名の労力3名となっております。本申請は、前回基盤強化法で申請されていましたが、認定農業者を外れたため、今回3条で継続申請となりました。31ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
中田委員	<p>5番、中田です。譲受人は72歳ですがまだまだ元気であり、牛を9頭養っております。162番の譲渡人はブロイラーをやっており、以前から譲受人に管理して</p>

もらっています。163 番の譲渡人は 87 歳と高齢で、町内に住所はありますが、娘さんと一緒に日向のほうに住んでいます。譲受人とは親戚になり、以前から管理してもらっています。継続の案件で問題ありません。ご審議よろしく願います。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 162 番と 163 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 162 番と 163 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 164 番の説明をお願いします。

事務局員

32 ページをお開きください。受付番号は 164 番です。申請人の譲受人が、日向市の 53 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷鬼神野の 83 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野の 5 筆、3,218 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は記載のとおりです。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、所有農地は 0 m<sup>2</sup>ですが、今回の申請で下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。33・34 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5 番、中田です。申請人は親子になります。親子間での使用貸借であり、農地もきちんと管理されていることから、問題ないと思われま。ご審議よろしく願います。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 164 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 164 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 165 番から 169 番ですが、譲受人が同一のため同時に説明をお願いします。

事務局員

35 ページをお開きください。受付番号は 165 番から 169 番までの 5 件です。譲受人が同一のためあわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 72 歳の方です。

受付番号 165 番。譲渡人が、美郷町西郷田代の 58 歳の方です。申請地は、西郷田代下タの屋敷、畑 1 筆、1,867 m<sup>2</sup>のうちの 400 m<sup>2</sup>であります。

受付番号 166 番。譲渡人が、美郷町西郷田代の 56 歳の方です。申請地は、西郷田代字下タの屋敷、畑 1 筆、2,663 m<sup>2</sup>であります。

受付番号 167 番。譲渡人が、美郷町西郷田代の 75 歳の方。申請地は、西郷田代字下タの屋敷、畑 1 筆、1,984 m<sup>2</sup>であります。

受付番号 168 番。譲渡人は、西都市の 85 歳の方です。申請地は西郷田代字下タの屋敷、畑 2 筆、1,355 m<sup>2</sup>であります。

受付番号 169 番。譲渡人は、日向市の 51 歳の方です。申請地は、西郷田代字下タの屋敷、畑 1 筆、2,551 m<sup>2</sup>であります。5 件の合計は、6 筆 8,953 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は金柑となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 4,951 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。36 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

8 番、甲斐です。数日前に譲受人と現地確認をしてきました。165 番の譲渡人は、杉苗の生産者です。166 番地・167 番の譲渡人は同じ金柑農家です。168 番の譲渡人は、西都市の施設に入所しているそうです。169 番の譲渡人は日向市に住んでおり、会社勤めをしているそうです。申請地には金柑用ハウスが建っており、以前から譲受人が管理しております。双方何も問題はないという事でした。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 165 番から 169 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 165 番から 169 番までに賛成の方

の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 170 番の説明をお願いします。

事務局員

37 ページをお開きください。受付番号は 170 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 39 歳の方。譲渡人が、西都市の 85 歳の方です。申請地は、西郷田代字下タの屋敷、畑 1 筆、3,929 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は金柑となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営は、自作地のみ 20,216 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 1 名となっております。38 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

8 番、甲斐です。申請人は親戚関係になります。譲受人の父親が金柑栽培をやっており、3 年ほど前から父親の仕事を手伝うようになりました。独り立ちをするようにと今回の申請になったそうです。いずれは父親のあとを全部継ぐことになっているようです。何も心配することはありませんので、ご審議よろしく願います。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 170 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 170 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 171 番の説明をお願いします。

事務局員

39 ページをお開きください。受付番号は 171 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 46 歳の方。譲渡人は、美郷町北郷宇納間の 79 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字田谷、田 2 筆、3,776 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであり

ます。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 15,345 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 3 名となっております。40 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木委員

9 番、黒木です。申請地は 2 年ほど前から、譲渡人に頼まれ譲受人が管理しており、今回正式に契約したいということでした。譲渡人は病気のため、今後も管理は困難です。譲受人は会社に勤めながらになりますが、両親も健在で労力にも問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 171 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 171 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。ここで一旦、5 分間休憩とします。

<休憩>

休憩を解いて、総会を再開いたします。

続きまして、議案第 47 号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

41 ページをお開きください。議案第 47 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条の規定する農地でないことの証明願いがあったので、承認を求める。令和 2 年 12 月 25 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 172 番地 173 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

43 ページをお開きください。受付番号は 172 番です。受付月日が、令和 2 年 11 月 17 日。申請人が、美郷町南郷水清谷の 72 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字南川、田 1 筆と畑 1 筆、現況地目が原野、合計 2 筆の 2,253 m<sup>2</sup>であります。所



有者は、申請人と同一です。調査月日は、令和 2 年 11 月 17 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。44 ページが地籍集成図、45・46 ページが現況写真となります。写真を見てわかるように、隣接地はすべて山林であり、申請地も原野化しており、非農地扱いしても影響は無いと考えます。今後も農地として管理は不可能であり、今回の申請となりました。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

3 番、藤田です。申請地を確認したのですが、事務局の説明どおり農地として耕作するのに非常に困難な場所のようであります。申請人に話を聞いたところ、獣害の被害も多かったため耕作できなかつたようです。以上のことから、今回の申請に至ったようです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 172 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 172 番に賛成の方の挙手を求めます。

<賛成、多数>

ありがとうございます。賛成多数で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 173 番の説明をお願いします。

事務局員

47 ページをお開きください。受付番号は 173 番です。受付月日は、令和 2 年 11 月 20 日。申請人は、美郷町北郷宇納間の 85 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字鹿猪谷、田 1 筆と畑 1 筆。現況地目は原野。合計 2 筆 1,018 m<sup>2</sup>であります。所有者は、申請人と同一です。調査月日は、令和 2 年 11 月 20 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。48 ページが地籍集成図、49・50 ページが現況写真となります。申請地周辺は自己所有農地及び山林に囲まれていることから、非農地扱いしても影響は無いと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

13 番、藤本です。事務局の説明があつたとおりです。写真を見てもわかるように、元が農地だったのがわからないような状況です。農地として使用することは

困難であるため、今回の申請となりました。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 173 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 173 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 48 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

51 ページをお開きください。議案第 48 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 12 月 25 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 174 番と 175 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

53 ページをお開きください。受付番号は 174 番です。申請人が、美郷町南郷水清谷の 72 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字中崎、田 1 筆、29 m<sup>2</sup>であります。申請の理由は、申請地は、申請人が 10 年程前に植林したもので、転用申請が必要であることが判明し、今回の追認申請となったとあります。転用後の用途は、山林。転用の時期は、着手は平成 22 年 4 月 1 日から永年間となっております。54 ページが地籍集成図、55 ページが始末書、56 ページが現況写真となっております。本案件については、四方を山に囲まれた農地であります。始末書も提出されていることから、転用やむなしと考えております。以上です。

語調

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

3 番、藤田です。55 ページの始末書のとおりですが、申請人と一緒に現地を見てきました。場所も谷川沿いになり、前が農地であったかわからないような土地であります。しかし、農地であることを知っていて杉を植林したようであります。農地法で定められている転用申請をあげ、許可を取らなければならないということを知らなかったようです。知らなかったとはいえ、植林してしまったことについて深く反省しておりました。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 174 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 174 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 175 番の説明をお願いします。

事務局員

57 ページをお開きください。受付番号は 175 番です。申請人が、美郷町北郷宇納間の 68 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字嶮出、田 1 筆と畑 1 筆、2,969 m<sup>2</sup> であります。申請の理由は、申請地は山林に隣接する小区画・不整形な耕作条件の悪い農地のため、杉を植林したいとなっておりますが、すでに一部杉が植えられているため、一部追認となっております。転用後の用途は山林。転用の時期は、着手が令和 3 年 3 月 1 日から永年間となっております。58 ページが地籍集成図、59 ページが始末書、60・61 ページが現況写真となります。本件は過去に農業公共投資の対象になっていない土地であります。周辺農地の同意も取れていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

13 番、藤本です。事務局の説明のとおりです。写真を見るととてもいい田じゃないかと判断されるかと思いますが、急傾斜であり、本人も怖くて管理したくないと言っておりました。この地域は農振地域からすべて外してもらっています。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 175 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 175 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、報告第 15 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

62 ページをお開きください。報告第 15 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 2 年 12 月 25 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

63 ページをお開きください。南郷神門字内竹の田 2 筆を、農地法第 3 条で、令和 2 年 8 月 1 日から 5 年間の賃貸借契約をしていましたが、令和 2 年 11 月 19 日をもって合意解約が成立しました。

64 ページをお開きください。南郷水清谷字猪ノ原、田 3 筆を、農地法第 3 条で、平成 27 年 8 月 1 日から賃貸借契約をしていましたが、令和 2 年 12 月 1 日をもって合意解約が成立しました。本 2 件の合意解約は、農地法の条件満たしているため届出を受理しましたので報告いたします。以上です。

議長

続きまして、報告第 16 号、農地改良届について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

65 ページをお開きください。報告第 16 号、農地改良届について。農地改良届出書の提出があったので報告する。令和 2 年 12 月 25 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

66 ページをお開きください。土地の所在は、南郷水清谷字荒谷、田 2 筆。農地改良の内容は、高さ 3 m 程の盛土を行い、道路との高低差をなくし作業効率の向上を図るとなっております。利用計画は、果樹の植栽となっております。67 ページが地籍集成図、68 ページが平面図・横断図、69 ページが現況写真となっております。以上です。

議長

何か意見はありますか。

<なし>

以上で、すべての審議を終了いたします。

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和 2 年第 12 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。  
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 黒木 良昭

美郷町農業委員会 委員 藤本 政嗣

